

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項の規定による鎌倉市本庁舎整備に関する住民投票条例の請求を、平成 30 年 11 月 6 日付けで受理したので、同条第 2 項及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 98 条第 1 項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成 30 年 11 月 6 日

鎌倉市長 松尾 崇  
(公印省略)

1 鎌倉市本庁舎整備に関する住民投票条例制定請求代表者の住所及び氏名

住所	[REDACTED]	氏名	[REDACTED]
住所	[REDACTED]	氏名	[REDACTED]
住所	[REDACTED]	氏名	[REDACTED]
住所	[REDACTED]	氏名	[REDACTED]
住所	[REDACTED]	氏名	[REDACTED]
住所	[REDACTED]	氏名	[REDACTED]

2 鎌倉市本庁舎整備に関する住民投票条例制定請求の要旨

鎌倉市は、現在の市役所本庁舎が築 50 年を迎え、老朽化し、手狭であり、且つ津波浸水の恐れがあるなどの理由から、深沢地域整備事業用地に移転する計画を発表した。すでに平成 24 年度から 3 年をかけ公共施設再編計画を策定、鎌倉市本庁舎整備方針策定委員会では、平成 29 年 3 月「本庁舎を移転して整備」するという決定を下した。これを受け、鎌倉市公的不動産利活用推進委員会では、30 年 3 月「深沢を移転先」に決定した。現在、本庁舎等整備委員会を立ち上げ、8 月 2 日から整備の基本構想に関する検討をおこなっている段階である。このままでは、深沢地域整備事業用地への移転計画がどんどん進められ、既成事実化することは明白である。

松尾崇鎌倉市長は、地方自治法第 4 条がうたう「市役所の位置を定める条例」の改正について、「まだ先になると思う」と述べ、議会の同意を先延ばしにする意向である。深沢地域整備事業用地に関しては、都市計画決定も必要だが、こちらもまだ行われていない。本来であれば、本庁舎移転のような重要な政策は、市議会と協議して決定すべきものと考える。しかし、鎌倉市長には、その考えはない。

計画では、本庁舎移転整備に、約 180 億円の財源が必要とされている。鎌倉市は、整備のための積み立てもしてこなかったため、この整備費は、大きな債務として市民の負担になる可能性が高い。最近になり、神奈川県の調査で、深沢地域事業用地が、柏尾川の洪水浸水地域に入ることがあきらかになった。浸水は 0・5 メートルから 3 メートルの範囲であるが、本庁舎を建てるにはかさ上げが必要となり、さらに予算が膨らむ事態となって

いる。

このままでは、深沢移転が既成事実化すると危惧した市民が呼びかけ、今回鎌倉市の有権者に投票してもらい、本庁舎整備に市民の声を反映してもらうことを考えた。よって、ここに地方自治法第74条により、有権者の50分の1の規定を超えた署名を添え、別紙の条例を制定していただくよう市長に求める次第である。条例案では、有権者に、「深沢移転に賛成」「移転に反対」のどちらかに○をしてもらう内容になっている。まさに、鎌倉市民の民意を示すことになると考へる次第である。以上が直接請求の要旨である。